

2020 年 1 月

受益者の皆様へ

東京海上アセットマネジメント株式会社

**「東京海上 Rogge グローバルハイブリッド証券プラス（為替ヘッジなし）」  
「東京海上 Rogge グローバルハイブリッド証券プラス（為替ヘッジあり）」  
信託終了（繰上償還）（予定）のお知らせ**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社におきましては、下記のとおり「東京海上 Rogge グローバルハイブリッド証券プラス（為替ヘッジなし）」および「東京海上 Rogge グローバルハイブリッド証券プラス（為替ヘッジあり）」（以下「各ファンド」といいます。）の繰上償還を行う予定ですのでお知らせ申し上げます。

この繰上償還につきましては、各ファンドごとに書面による決議を経て実施いたします。

受益者の皆様におかれましては、本書面および「書面決議参考書類」をご確認いただき、「議決権行使書面」に必要事項をご記入のうえ、弊社までご郵送くださいますようお願い申し上げます。（本決議の内容にご同意いただける場合、特に必要なお手続きはございません。「議決権行使書面」をご返送いただかない場合は賛成したものとみなします。）

今般の手續きにつきまして、ご理解賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

## 1. 繰上償還の対象となる投資信託の名称

東京海上 Rogge グローバルハイブリッド証券プラス（為替ヘッジなし）（以下「為替ヘッジなし」）  
東京海上 Rogge グローバルハイブリッド証券プラス（為替ヘッジあり）（以下「為替ヘッジあり」）

## 2. 繰上償還の理由

各ファンドは、2014 年 11 月 28 日の設定以来、運用を行ってまいりましたが、現在、受益権の総口数が投資信託約款に定められた繰上償還可能な口数（各ファンド 10 億口）を下回る状態が継続しております。今後も純資産残高の回復は見込み難く、効率的な運用および商品性の維持が困難な状況になることが懸念されるため、繰上償還を行うことが受益者の皆様にとって有利であると判断いたしました。

## 3. 繰上償還にかかる書面決議の日程

|               |                      |
|---------------|----------------------|
| 受益者の確定日       | 2020 年 1 月 23 日（木）   |
| 書面による議決権行使の期限 | 2020 年 2 月 19 日（水）まで |
| 書面による決議の日     | 2020 年 2 月 20 日（木）   |
| 繰上償還日（予定）     | 2020 年 3 月 16 日（月）   |

#### 4. 書面決議のお手続きについて

書面による決議は、2020年1月23日（木）現在の各ファンドの受益者の皆様を対象としております。該当する受益者の皆様は、「議決権行使書面」をもって議決権を行使することができます。受益者の皆様は、同封の「議決権行使書面」に必要事項をご記入のうえ、返信用封筒にて弊社までご郵送ください。書面による受付は、2020年2月19日（水）に弊社に到着した分までを有効とさせていただきます。

##### 【ご注意事項】

- \* 議決権を行使をされない場合は、本決議の内容に賛成したものとみなします。（議決権行使書面の指定された欄に賛否の表示がない場合や議決権行使の期限までに書面が到着しない場合も同様に本決議の内容に賛成したものとみなします。）したがって、本決議の内容に賛成される場合、議決権行使書面を送付いただく必要はありません。
- \* 同一の受益者が本決議について、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なる場合は全ての議決権が無効となりますのでご了承ください。
- \* 書面決議を行うにあたり、上記のお客様に関する情報を販売会社・受託会社・弊社が共有することにご同意いただいたものとさせていただきます。

～個人情報の取扱いについて～

お預かりいたしました個人情報は、繰上償還の実施の判断および議決権行使にかかるご本人確認のみに使用いたします。弊社では、ご本人の承諾がない限り、お預かりいたしました個人情報を上記以外の目的に使用すること、また、販売会社・受託会社以外の第三者に開示・提供することはありません（法令により開示を求められた場合を除きます）。

#### 5. 書面決議の結果について

各ファンドの書面決議の結果は、書面決議終了後、速やかに弊社ホームページ（<https://www.tokiomarineam.co.jp/>）等にてお知らせいたします。（各ファンドで書面決議の結果が異なる場合があります。なお、以下の【ご注意事項】も併せてご参照ください。）

- ◆各ファンドの書面決議において、賛成が各ファンドの議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の場合、本決議の内容は可決されます。この場合、各ファンドは予定通り繰上償還いたします。
- ◆各ファンドの書面決議において、賛成が各ファンドの議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2未満の場合、本決議の内容は否決されます。この場合、各ファンドは繰上償還いたしません。

##### 【ご注意事項】

- \* ファンドごとの書面決議の結果、一方のファンドのみが繰上償還し、他方のファンドは繰上償還せず、運用を継続することがあります。
- \* 「為替ヘッジなし」の書面決議が可決され繰上償還となる場合、主要投資対象である「東京海上 Rogge グローバルハイブリッド証券プラスマザーファンド」の運用を維持することができなくなるため、「為替ヘッジあり」の書面決議結果が否決であったとしても、約款第49条第5項の規定による「信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合」として、「為替ヘッジあり」も予定通り繰上償還となります。
- \* 本決議が否決された場合であっても、その後、純資産残高が減少し、ポートフォリオを維持することが著しく困難な状況となった場合には、約款第49条第5項の規定による「信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合」として、改めて書面決議を行うことなく繰上償還いたします。

※各ファンドは、受益者が換金（解約）のお申込みを行ったときは、弊社が信託契約の一部の解約をすることによりお申込みに応じ、公正な価格により解約代金が支払われます。そのため、各ファンドの約款第55条の規定に基づき、本決議に反対された受益者が受託会社に対して買取請求を行うことはできません。

本件に関するお問合せ：東京海上アセットマネジメント株式会社 サービスデスク  
フリーダイヤル：0120-712-016（土日祝日・年末年始を除く9時～17時）

以上